令和７年２月２５日

農林水産大臣政務官
庄子　賢一　殿

公明党農林水産部会
部会長　角田　秀穂
公明党豪雪地帯対策推進 PT
座長　佐藤　英道

令和 7 年 2 月豪雪による農作物被害等に対する緊急要望

令和７年２月４日からの断続的な大雪により、北海道・東北地方をはじめ広範囲に渡って農業用ハウス、畜産用施設、林業施設等に被害が発生している。

わが党は発災後、直ちに国会議員、地方議員が現地に入り、被害状況に関する現地調査を実施し、支援施策に関する要望を受けてきたところであるが、被災した事業者が、営農再開意欲を失うことがないよう、政府においては、被災者に寄り添った支援策を早期に示すべきである。

ついては、下記の通り、緊急に要望する。

記

一、 大雪による農業用ハウス・施設の倒壊被害、農機具の損傷や家畜のへい死など、被害の状況について早急に全容を把握し、必要十分な財政措置を講じること。特に、施設等の再建や修理に係る経費について、「強い農業づくり総合支援交付金」の活用など、災害復旧に関する支援が速やかに受けられるよう十分な支援を行うこと。

一、 被災により営農意欲を低下させることがないよう、農業共済や収入保険の迅速な実行に努めること。

一、 被害を受けた農林水産業者が経営を再建するための「農林漁業セーフティネット資金」の早期実行を図ること。

一、 被災に伴い追加的に必要となった生産資材への助成ついて、「持続的生産強化対策事業」として認定することにより、農業機械等に係る経費や被災施設の補修に係る経費等について助成を行い、営農再開に必要な生産資材調達に向けた万全の対策を講じること。

一、 被災した農業用ハウス等の資材の廃棄については、環境省と連携し「災害等廃棄物処理事業費補助金」などによる支援を行い、撤去・解体に伴う一連の処理費用を支援すること。

一、 農林水産物の物流機能の維持・強化を図るため、国交省と連携し、道路の除排雪・防雪及び凍雪害防止対策に係る必要・十分な財政措置や社会資本整備総合交付金の追加配分など、万全な財政支援を行うこと。

以　上